

ID: 1535

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	地位の承継の承認		
法令名 根拠条項	長期優良住宅の普及の促進に関する法律 第10条		
法令番号	平成20年法律第87号		
【根拠条文】 (地位の承継) 第10条 次に掲げる者は、所管行政庁の承認を受けて、第6条第1項の認定(第5条第5項又は第7項の規定による認定の申請に基づくものを除き、第8条第1項の変更の認定(前条第1項の規定による第8条第1項の変更の認定を含む。)を含む。)を受けた者が有していた当該認定に基づく地位を承継することができる。 (1) 当該認定を受けた者の一般承継人 (2) 当該認定を受けた者から、次に掲げる住宅の所有権その他当該住宅の建築及び維持保全に必要な権原を取得した者 イ 認定長期優良住宅建築等計画に基づき建築及び維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅建築等計画に記載された第5条第8項第4号イ(第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する建築後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。) ロ 第6条第1項の認定(第8条第1項の変更の認定を含む。)を受けた長期優良住宅維持保全計画(変更があったときは、その変更後のもの。以下「認定長期優良住宅維持保全計画」という。)に基づき維持保全が行われ、又は行われた住宅(当該認定長期優良住宅維持保全計画に記載された第5条第8項第6号イ(第8条第2項において準用する場合を含む。)に規定する当該認定後の住宅の維持保全の期間が経過したものを除く。) 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日